

『看聞日記』に於ける「生涯」を含む熟語の意味

——「及生涯」「懸生涯」「失生涯」「生涯谷」等の意味について——

堀 煙 正 臣

はじめに

後崇光院伏見宮貞成親王（一三七二—一四五六年）の日記である『看聞日記』（続群書類從本は『看聞御記』と称する）は

藤氏は「しようがい【生涯】【生害】」の項で『看聞日記』の次のア、イの例を取り上げ、「生涯」に「生死」や「自決する」のような意味が見えると述べられた（ア、イの記号と波線は私に付けた）。

生涯	1	1	25
果生涯	4	7	9

記録期間が応永二十三（一四一六）年から文安五（一四四八）年に及ぶ中世の古記録である。その『看聞日記』の中に「生涯」及び「及生涯」が見えて、それで表現される「五例」と「及生涯（生涯に及ぶ）」のような「生涯」を含む熟語形式になつてゐるもの三九例が見える（¹）。

その内訳を述べると、「及生涯」が十七例、「懸生涯」が九例、「失生涯」が七例、「生涯谷」が四例、その他二例（「果生涯」一例、「為生涯」一例）の計六四例である。それを表一に示した。

この「生涯」については、佐藤喜代治氏『日本の漢語の源流と変遷』に言及²がある。佐藤は母の死去にあい、誠に不仕合させで、いたし方の無いことだというのである。また、同じく『看聞御記』に、「懸生涯」が九例、「失生涯」が七例、「生涯谷」が四例、その他二例（「果生涯」一例、「為生涯」一例）の計六四例である。それを表一に示した。

イ 御所侍籠居之間。御免事就²内外連々雖³歎申⁴。無⁵勅許之處。去十六日仙洞へ推參直奏申⁶。只今無⁷御免者⁸。生涯可⁹存定¹⁰之由噉¹¹々申¹²之間。門番衆讀州被¹³仰被¹⁴召捕¹⁵了¹⁶。（応永廿七（一四二〇）年九月二十日）

で、御所におしかけて直接お願ひしようとした。ただ今お

ゆるしが無ければ自決する覚悟だと、やかましく騒ぐので、御門を守る者が部下に命じて取り押さえさせたということである。「生涯」は生死という意味で、むしろ死に重点がおかれていた。(同書 312 頁)

しかし、「看聞日記」の全用例を調査してみると文脈から「命をなくす」の意味に読み取れるのはなくて、多くは『日本国語大辞典』(第二版) (以下『日国大』(第二版)と略す) の「失生涯(生涯を失う)」の項にある「②上級権力者に譴責されて所領などを奪われ、生活の術をなくす。」の意味か、その派生的意味の「(譴責され、所領を奪われ役職を失い)窮地に陥る」の意味で使用されている。アの「生涯」の例もイの「生涯」の例も「生死」とか「自決する」の意味ではない⁽³⁾。

「生涯」という語は、室町期後半には「命をなくす」の意味が出てきて、表記も「生害」が使われるようになる。室町期後半の『日葡辞書』にその意味が見えるのは事実である。しかし、室町後期の「生涯」の意味がどこまで遡れるのか、「命をなくす」の意味が室町中期の『看聞日記』以前にあつたのか。『日国大』(第二版)の記述は、佐藤喜代治氏の説を受けて、室町中期以前の用例でも「命をなくす」の例とした点に問題がある。なお、「日国大」(第二版)や角川『古語大辞典』に挙げられた用例とその意味分類については、先に考察を行つたが⁽⁴⁾、『看聞日記』以前の「失生涯」や「生涯」には「命を失う」の

意味になるのはなかつた。

室町期の「生涯」の意味とその変遷について、本稿ではまず、『看聞日記』に於ける「生涯」の中、熟語を形成する「及生涯」「懸生涯」「失生涯」「生涯谷」等の用例を示し、その意味を考察する。熟語の例を先に検証するのは、「生涯」単独の例が、熟語形の意味の省略形であることも十分考えられるからである。なお、「生涯」単独の用例の吟味と考察は、別稿にて扱うこととする。

— 「及生涯(生涯に及ぶ)」十七例の

意味の検証

「生涯」の例とその意味を考察する際、「生涯」が佐藤喜代治氏の言われるように「生死」や「自決する」、または「命を失う」の意味になるかどうかは、「生涯」と記述される人物の事件前後の動向が参考になる。「生涯」とされ、その内容が「命を失う」ことであれば、その記事が後に出てくる。「命を失う」のではなく、「上級権力者に譴責されて所領などを奪われ、生活の術をなくす」のであれば、その人物はまだどこかで生きていって、時には許されて復帰することもある。そこで前後の記事を参照しながら、用例の意味を見ていく。まずは「及生涯(生涯に及ぶ)」十七例から見ていきたい。

1、(十八日) 抑鹿苑院事驚入之間寺長老尋之。去十一日陽

多院佛事之時。室町殿入御。而鹿苑院被座^者不可有御請飯

云々。自此日被失面目了。然而鹿苑院未被退。濫傷^{マハシテ}盛都聞。

自公方御借物事被仰之處故障申。其申次一。又赤松^{（赤利武持）}在國事
暇申。此兩條皆御意。さのミ物^{被倚不可然之由被仰云々}。

長老委細被語憑申。折節殊驚入者也。

（十九日～廿三日、略）。

廿四日。（中略）。鹿苑院事猶不快。室町殿御一期不可見參
之由被仰^{云々}。仍鹿苑院被退隱居^{云々}。僻事共條々入御耳
及生涯^{云々}。（後略）

（應永廿五「一四一八」年三月廿四日、上卷134頁下17行）

鹿苑院主に失があつて、公方足利義持の御意に背いた行為が
あり、室町殿の不快が続き、鹿苑院主は鹿苑院を退き隠居され
た。僻事なども室町殿のお耳に入つて、「生涯に及んだ」とい
うことである。『日國大』（第二版）の「しょうがいを失（うし
な）う」の項の「②上級権力者に譴責されて所領などを奪われ、
生活の術をなくす。」や『角川古語』の「③おもに、「生涯を失
ふ」の形で、生活のよりどころとなる所領・資格などをいう」
の意味で、「譴責されて役職を奪われ、生活の術を無くした」と
いう意味である。「命を失う」の意味ではない。

2、（七月二日）抑菊弟有書狀。^{（今川公行）}^{（秋光先生）}^{（五七）}

女。懷姪^{（藤井能子）}云々。彼内侍有輕服事。去正月山田香雲菴。暫隱居。
内侍長階局子也。仍勾當山田三被預置。就其懷姪事。主上非皇子
之由被仰。今春當所居住之時。此御所男共被嫌疑^{（疑）}云々。（後

略）

（十一日）（前略）。惣得菴參來。芝殿參。^{（伊豆守家）}勾當局^{（藤原忠通）}罷云々。

就内侍事種々語之。所詮三位・長資朝臣・行豊朝臣。被指

嫌疑^{（藤原忠通）}云々。勾當又及生涯條々無是非次第也。

（應永廿五「一四一八」年七月十一日、上卷148頁下5行）

内裏新内侍（故宮内卿朝仲息女）が懷姪をした。天皇は自分
の子ではないと仰せになつた。つまり密通である。内侍は長階
局（＝勾當（藤原能子））の子で、内侍は勿論、親の勾當（藤
原能子）も「生涯に及んだ」。ここも「命を奪われる」ではなく、
「譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす」ことである。

尚、佐藤喜代治氏が「日本の漢語」において、「生死」の意味として挙げられた「生涯」のアの例「内侍姫宮生涯未落居^セ之處。内侍又母^ニ離別。無^キ果報^{之至無}是非^キ者歟。」（應永廿七「一四二〇」年十月三十日）の内侍とは、應永廿五「一
四一八」年七月二日に密通で懷妊し、天皇からその子を認知されなかつた内侍で、その生んだ子は姫宮（新内侍今日平產^{（藤原忠通）}）^{（藤原忠通）}皇女云々。禁裏時宜猶無御用歟」（應永廿五「一四一八」年12
／10）であつた。そして、その皇女は認知されず（勾當局今夜有勅免。（中略）。於新内侍^者不及其沙汰云々。姫宮事^{（藤原忠通）}否未落居歟。」（應永廿五「一四一八」年12／20）、（應永廿七「一
四一〇」年10／30）に至るのである。よつて、佐藤氏の挙げられたアの例は、内侍の生んだ姫宮の生涯が落居しない（皇女と認知されない）ということで、「所領沒收、役職停止」から派

生した意味である。

3、勾當進退。自禁裏御突鼻及生涯云々。然而仙洞・室町

殿聊御扶持之間其憑許云々。椎野入來。此事驚奉。

（応永廿五〔一四一八〕年七月十七日、上巻150頁下16行）

2の例に続き、勾當〔藤原能子〕の進退は、禁裏（称光天皇）より御突鼻（譴責）を受け、「生涯に及んだ」が、仙洞（土皇）と室町殿が聊か扶持して下さるのでそれを頼みにするばかりである。これも「譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす（状況に及んだ）」という意で「命を失う」の意味ではない。

4、抑聖護院持幡童被進事被止云々。就其被失面目御持僧被放。天王寺別當職被改。坊人所領被没収云々。岩坊能登師橋庄被召放。殊被罪科其身遁世云々。三井寺瞰訴被許容。申次奇恵之由有御沙汰。及生涯云々。御持僧竹内門跡被補了。天王寺別當被渡妙法院殿云々。

（応永廿七〔一四二〇〕年二月一日、上巻223頁上13行）

天王寺別當職を改められ、坊人の所領を没収せられ、岩坊能登師橋庄を召し放され（没収）、其身は遁世した。これも「譴責されて所領を奪われ、生活の術をなくす（状況に及んだ）」という意で「命を失う」の意味ではない。

5、（廿三日）源宰相以状馳申云。廿日禁裏へ庭中申物あり。

今度御惱自伏見殿被冗相申之由申。さもありぬへきよし被仰逆鱗。（中略）。

（廿四日）（前略）彼庭中事委細申。刀自三條八十計之老者也。

其代官之刀自先^カ金沢^{キムラ}云物庭中申。此間有訴訟申事。仍

爲蒙勸賞。就今參局^{（参光大寺）}王上御寵愛。庭中申。委細載目安。而今

參伏見殿御事^{（月日）}と披露申云々。以外有逆鱗。（中略）刀自金沢

妻。申云。三條年來大覺寺殿爲御師御祈申き。其^ミ金沢有訴

訟事。爲蒙勸賞庭中申也。伏見殿御事^{（ハ）}初より申たる事

更^{（ハ）}なし。惣而自伏見殿御祈事不奉之間、不存知申之由明

鏡^{（ハ）}申披畢。仍三條^ハ永被放刀自不可被召仕云々。代官刀

自^ハ可被追放云々。（中略）庭中申金沢^{ミハ}被籠舍可被斬歟

之由有沙汰。自内裏^ハ猶御不審相残。彼等可被糺問歟。又

湯起請可被書歟之由有御沙汰云々。大覺寺殿御事^ハ自室

町殿以海門和尚被尋申之間。三條^ハ年來御師也。便宜御

祈^{（ハ）}申計也。更^ニ今度就御惱御祈事[■]被仰付之由。種々被

陳申云々。所詮是之事忽及生涯處。彼刀自申披之條。併内

侍所加護。祖神之冥助也。幸運至極。珍重無極。（後略）

（応永三一〔一四二五〕年八月廿四日、上巻517頁下5行）

称光天皇の御惱は伏見殿（貞成親王）が呪詛したものだと庭中する者がいて、天皇の逆鱗に触れたが、幸い訴訟の場で三條が真実を話してくれて無実であることが明らかになつた。大変危険きわまりない状況であった。詮ずる所、これらの事は忽ちに「生涯に及ぶ」ことであるが、彼の刀自が申し披きをしてくれたのは、全て内侍所の加護や祖神の冥助である。幸運であつたという内容である。ここは天皇の逆鱗に触れたらすぐにでも「生涯」の状態になる所であるのに運がよかつたということであ

る。ここの一「及生涯」も「譴責されて所領・役職を奪われ、生活の術をなくす（状況に及ぶ）」という意味である。

6、抑畠山尾張守前管領子息。畠山義宗。一色左京大夫路次前後座次相美作。自兼日申。一色爲座次可及生涯致用意云々。被看仰。所詮不可參之由被仰云々。仍不出仕。先屬無爲。辻固許一色勅仕云々。

（永享二〔一四三〇〕年七月廿五日、上卷545頁下7行）
一色左京大夫が座次の為には「生涯に及ぶ」べき用意を致すという。この例は「命を懸ける」という意味にも取れるが、「譴責されて所領・役職を奪われ、生活の術をなくす（状況に及んでも争う。）」という意味にも取れる。今は保留として最後にまとめて考察する。

7、自南禪寺僧參。室町殿後堂首座御舉之間。十四日忿請首座了。而開夏了今日可請之處。早速不可然之由。飛鳥井中納言爲御使。六度まで御尋。被責伏。同上長老及生涯。自是内々西雲などして可被申之由長老被申。驚入之間。則入江殿へ令走使申。長老更無咎事云々。不便次第也。

（永享五〔一四三三〕年七月十六日、下卷119頁下5行）

南禪寺の長老は何の咎も無いのに責め伏され、「譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす（状況に及んだ）」という意味であろう。これも「命を失う」の意味ではない。

8、御乳人參。歲末之禮室町殿へ參之處。播磨國衙三條宰相中將奉行事被仰付。自是可遣狀之由。西雲御意之趣委細被

示。則可歸參之由申。忿書狀可被奉行之由令申。御乳人廳參。于時酉末也。先以珍重也。但勸修寺不便々々。御意猶不快興盛之間如此。光嚴院以來爲朝恩致奉行之處。忽飛行。無理之御沙汰也。近年課役無沙汰之間。果而及生涯。無力事歟。

（永享五〔一四三三〕年十二月廿六日、下卷165頁下1行）

勸修寺經成は室町殿の御意が猶不快興盛で、光嚴院以來朝恩として奉行致してきた莊園を忽ち飛行。（剥奪、没収）された。理なき御沙汰である。近來、課役を沙汰しなかつたので、その結果、「生涯に及んだ」のであろうという内容である。「譴責されて所領を奪われ、生活の術をなくす（状況に及んだ）」という意味である。

9、抑先日若公出生之時。裏松前中納言家公家・武家・僧等行向令賀。室町殿兼被付人被見。參賀人々交名注進。藤大納言万里小路大納言柳原中納言兄弟・四條宰相等僧俗諸々參賀。以外及御沙汰。面々失面目云々。楚忽參賀枝葉之事也。頗及生涯云々。委細事未聞。

（永享六〔一四三四〕年二月十四日、下卷181頁上14行）

追聞、都合一百八十町云々、

10、御乳人歸參語世事。裏松許行人々事。室町殿以外腹立。嚴密及沙汰。公家・門跡・僧中・武家大略行向。門跡・執柄・清華人々遣使者云々。御室・相應院・九條前關白・公家西園寺・花山院等遣使。以外御切諫云々。頭弁忠長朝臣所

帶被召放。故房長朝臣子息^{〔付喪事〕}給。家をもあけさせらる。長鄉^{〔附申〕}

。

朝臣去年安堵芝山庄・筑紫^{〔付喪事〕}之所領等被召放。殊以不便々々。

。

先日御會祇候餘波歟。西園寺^{〔付喪事〕}も所領被召云々。八幡田中所

。

領悉被召。善法寺^{〔付喪事〕}二給。田中^{〔付喪事〕}逐電云々。南都人々^{〔付喪事〕}も及生涯

。

云々。惣而公家武家僧俗行向人六十余人也、所帶被注或逐

。

電云々、

。

(永享六「一四三四」年二月十六日、下卷181頁下17行)

。

11、綾小路少將有俊^{〔付喪事〕}も行向人數也。所領被注云々。人次々參

。

賀。無益事也。不便々々。陰陽頭^{〔付喪事〕}有清朝臣^{〔付喪事〕}も所領共被召。

。

有重^{〔付喪事〕}給^{〔付喪事〕}。家をもあけさせらる云々。此外猶及生涯人々委

。

細猶不聞。

。

(永享六「一四三四」年二月十六日、下卷182頁上7行)

。

9、10、11は同じ内容を扱っている。永享六年二月九日に室

町殿(足利義教)の若宮(足利義勝)が生まれた。母親は裏松

。

前中納言の兄弟の重子で本御台(日野宗子)の妹である。裏松

。

は近來籠居していたのであるが、公家・武家・僧等の人々が裏

。

松の家へ慶賀に訪れた。室町殿はそれを見晴らせておいて、慶

。

賀に訪れた人々の所領や所持を召し放し、家をもあけさせ、他の

。

賀者に与えたという内容である。ここも「譴責されて所領を奪わ

。

れ、生活の術をなくす(状況に及んだ)」という意味である。

。

12、菊壽丸^{〔付喪事〕}本領可案堵事^{〔付喪事〕}。洞院依娘事及生涯。仍左馬寮等

。

被召返。菊壽丸^{〔付喪事〕}可給歟云々。未定也。

。

(永享六「一四三四」年二月廿二日、下卷183頁下7行)

。

入江殿姫君之母。御追出。是嫉妬之故也。」とある。これによつて

父の洞院も「生涯に及んだ」ということであるので、ここは

「譴責されて所領・役職を奪われ、生活の術をなくす(状況に

及んだ)」の意味である。

13、か、こ御所室町殿御猶子事被申。内裏御妹有其恐之由被

。

申。内々^{〔付喪事〕}快然之趣也。關白^{〔付喪事〕}先例被尋申。有其例之由被申。

。

猶懽可被勘申云々。其左右未到之處。眞乘寺方丈御猶子目

。

出之由被申。未定之處。如此被申^{〔付喪事〕}。西雲被告申歎之由被仰。

。

西雲御切諫忽及御生涯云々。言語道斷之次第驚入。何様

。

可落居哉。無爲之儀念願無極。

。

(永享六「一四三四」年三月十四日、下卷189頁上3行)

。

貞成親王の娘のか、こを室町殿が猶子にしたい意向を申され

た。西雲がその情報を決まる前に告げたため、室町殿から御切

諫を受け、忽ち「御生涯に及んだ」。これも「譴責されて役職

を奪われ、生活の術をなくす(状況に及んだ)」の意味である。

。

14、御乳人參。夜前俄室町殿御參内。御劍^{〔付喪事〕}平賀^{〔付喪事〕}持參。俄之間

。

御意依不快。娘^{〔付喪事〕}及生涯。於今禁中祇候不定歟。

。

(永享六「一四三四」年八月四日、下卷218頁下17行)

。

夜前に俄かに室町殿の御參内があつた。そこで一獻といふこ

となり、殊更五獻まであつた。按察・日野・三條が祇候して室町殿の機嫌はよかつたが、典侍殿日野一品娘が祇候しがたい旨を内々父の日野有光をもつて室町殿に申されていた。そして一獻の時宮仕せず、局に入られたということである。ところが其れによつて、父（日野卿）は隠居となつた。室町殿の御意が不快だつたためである。娘も「生涯に及んだ」。今において禁中への祇候も不定かという内容である。「譴責されて役職を止められ、生活の術をなくす（状況に及んだ）」という意味である。

15、又聞。_{正方中主}公方御突鼻之間失面目。江州山上^へ被落_{下云々。}鹿苑院殿以來三代奉公。僧中權威傍若無人之處。

忽及生涯被隠居。不定之世可驚々々。突鼻之題目非指事云々。

（永享七〔一四三五〕年五月廿八日、下巻289頁上13行）

正藏主が公方から御突鼻を受け、面目を失つた。江州の山上へ落ち下らると云うことである。鹿苑院殿以來、三代に奉公し、僧の中で權威は傍若無人であったが、忽ち「生涯に及び」隠居せられた。世の定まらざることは驚くべきである。突鼻の題目（内容）は指したる事ではないといふことである。「生涯に及んだ後、隠居せられたのであるから、こゝも「譴責されて役職を止められ、生活の術をなくす」の意味である。

16、語世事。山名今隣逝去云々。遺跡兄弟相諭可籍乱歎_{小名音無}云々。

又吉田_{（妻）}神主失面目。是も兄弟依讒言及生涯云々。委細不能記。

（永享七〔一四三五〕年七月四日、下巻295頁上11行）

吉田神主が面目を失つた。是も兄弟の讒言に依り、「生涯に及」んだということである。委細は記すこと能わざとある。詳しい内容は分からぬが、ここも「命をなくす」とするより、「譴責されて所領を奪われ、生活の術をなくす」の意味と解してよからう。

17、魚公事前代官_{平山}。就西雲歎申。以前未進万餘疋返弁可立御用由申云々。御菴頻被執申之間。其子細當代官_{河瀬}。申含之處。雖及生涯不可被取之由。以外腹立申。其由上様へ内々可被申之由。西雲被入根。仍南御方上様^へ内々以狀被申。自禁裏宮御方御返御服被進。如例珍重也。

（永享九〔一四三七〕年九月六日、下巻485頁上16行）

西雲が「譴責されて所領・職を奪われ、生活の術をなくす」ことになつても、以前の未進の万餘疋の魚公事分は出さないという。ここも「命を失つても」の意味ではない。

以上十七例の「及生涯」の例を見てきたが、6の存疑一例を除いて、「譴責されて所領・役職を奪われ、生活の術をなくす状況に及ぶ」という意味である。存疑⁶も他の例の状況から見ても「命を失う」という意味に取るよりも、「譴責されて所領を奪われ、生活の術をなくす状況に及ぶ」と捉えた方がよい。以上十七例の意味を表二にまとめた。

表一 「及生涯」の十七例の意味

1	譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす
2	譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす
3	譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす
4	譴責されて所領を奪われ、生活の術をなくす
5	譴責されて所領・役職を奪われ、生活の術をなくす
6	譴責されて所領・役職を奪われ、生活の術をなくす ／＊命を懸ける
7	譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす
8	譴責されて所領を奪われ、生活の術をなくす
9	譴責されて所領を奪われ、生活の術をなくす
10	譴責されて所領を奪われ、生活の術をなくす
11	譴責されて所領を奪われ、生活の術をなくす
12	譴責されて所領・役職を奪われ、生活の術をなくす
13	譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす
14	譴責されて役職を止められ、生活の術をなくす
15	譴責されて役職を止められ、生活の術をなくす
16	譴責されて所領を奪われ、生活の術をなくす
17	譴責されて所領を奪われ、生活の術をなくす

二 「懸生涯（生涯に懸けて）」九例

次に「懸生涯（生涯に懸けて）」⁽³⁾九例を見てみよう。

18、(十七日)三位笙一向廃置之間。不及祇候。〔田向経良〕長資朝臣^{者稱}風氣不候。所詮懲法講不可所作存歟。無念也。(中略)。

十八日。晴。早旦長資朝臣笙所作事。以愚狀三位令申。且教訓。且突鼻。然間父卿懸生涯令問答。仍領狀申云々。神妙也。

(応永廿四〔一四一七〕年十一月十八日、上巻122頁下16行)

三位(田向経良)の笙は一家相伝の芸であるが、一向廃置しているので祇候していない。経良の息子の長資朝臣は風氣と称して參候しない。貞成親王は懲法講ができないことを無念に思っていた。経良に書状を遣わして教訓し、突鼻した。そうする間に、父親の三位(経良)が「生涯に懸けて」息子(長資)に問答をし、息子は相伝の笙の芸を継承することを領状した。こういう文脈である。佐藤喜代治氏は「懸生涯」は「命を懸けて」と次の19の例(前掲C例)などを解釈しておられるが、そのように見えるが、芸の相伝をしなければ田向家の存続が危うくなるので、説得できなければ「所領・役職を奪われ、生活の術をなくすこと」を覺悟して」息子を説得したと取れる。

19、抑源宰^{〔後小路義政〕}相中納言昇進事。懸生涯所望申。有勅許云々。然而今度不任。餘呵法三申入之間背時宜云々。

(応永廿八〔一四二二〕年七月六日、上巻305頁上5行)

佐藤喜代治氏が『日本の漢語』の中で取り上げていた〔時宣〕の項、前掲C)例である。「命をかけて」という意味に取れそであるが、「生涯に懸けて」であり、「所領・役職を奪われ、生活の術をなくすことを覚悟して」天皇に直談判したと取れる。ただし、天皇の機嫌を損ねると剥奪だけでは済まず、命を奪われることもあった。こういう例が「生涯」の意味を「命をなくす」の意味へ橋渡しをしていることは言えるであろう。

20、抑相論田地事。善祐堅歎申之間未定之處。無垢菴事御寮持懸生涯被執申間。無力賜安堵了。菴主悦喜。則一獻御寮持參。

(応永三三)〔一四二五〕年七月廿六日、上巻510頁上3(行)無垢菴の事を御寮が「生涯に懸けて」執り申されたので、安堵を賜つたという内容である。これも「命をかけて」の意味にも取れそなうだが、そうではなく「所領・役職を奪われ、生活の術をなくすこと」を覚悟して「天皇に直談判したと取れる。

21、明盛參。^{〔平田〕}松永事代官職定直^{〔小川〕}淨喜相論。明盛籌策和睦。定直御代官。其下^{〔二〕}地下之代官淨喜治定了。是淨喜^{〔ハ〕}自元半濟之御代官也。定直^{〔ハ〕}清和泉相共御教書申沙汰有勞之間。方和睦了。落居珍重也。

(永享三)〔一四三二〕年六月十二日、上巻599頁下7(行)淨喜が一圓奉行すべき由を「生涯に懸けて」歎き申した。それによつて両方が和睦したといふ。これも「命をかけて」の意

味にも取れそであるが、「所領・役職を奪われ、生活の術をなくすことを覚悟して」天皇に直談判したと取れる。

22、聞。鎌倉使節二階堂駿河守今日公^{〔義教〕}武衛^{〔武衛〕}同道參。關東之進物鑑・馬等持參。自去三月上洛。御對面有無様々有其沙汰。^{〔内波義淳〕}管領懸生涯被申云々。仍御對面。天下物別無爲

之儀珍重也。

(永享三)〔一四三二〕年七月十九日、上巻605頁上14(行)

鎌倉の使節二階堂駿河守^{〔義淳〕}が今日、公方に對面した。^{〔武衛〕}管領も同道し参つた。去る三月より上洛して對面を願つてゐたが、なかなか叶わなかつた。管領の斯波義淳が「生涯に懸けて」公方に申されたため對面が実現したといふ内容である。公方(義教)に要請する時、公方の御意に叶わない場合は「所領・役職を奪われ、生活の術をなくす」ことも今まであった。「命がけ」の意味にも取れるが、命までは取られずに所領没収と失脚する恐れはあつたのである。この例も「所領・役職を剥奪され、生活の術をなくすことを覚悟して」の意味で解釈できる。

23、楞西堂又參。對面。^{〔金松〕}新田事猶被申。法安寺懸生涯及檄訴之間。武衛^{〔新田〕}入雖難去。只今不落居。計會也。

(永享四)〔一四三三〕年十一月廿三日、下巻77頁上16(行)

新田の事を法安寺が「生涯に懸け」て檄訴に及んだが、落居しなかつた。それによつて計会(困窮)しているといふ内容である。これも「命を懸けて」というより、「所領・役職を奪われ、生活の術をなくすことを覚悟して」(檄訴に及んだ)の意

味で解釈できよう。

(細川持之)

24、山責事管領種々諫申。細河^(元常)讚州兵自阿波上洛渡海之間。

大船一艘忽入海。兵四百餘人入水死云々。不思儀神慮歟。

諸大名付管領可被責之條難叶之由申。管領懸生涯^(元常)被諫申云々。

(永享六「二四三四」年十一月廿四日、下巻239頁上8行)

25、抑乘蓮御免事。管領以下大名五頭執申。所詮無御免者各

屋形自燒。分國^(元常)可罷下之由懸生涯申。三寶院申次。未無

御返事云々。天下安否也。

(永享六「二四三四」年十二月十日、下巻241頁上14行)

26、花山院。公方御意不快之間。行幸不入御點。諸方秘計雖

被歎申不許云々。家門懸生涯被申。就女中被申。上様被執

申之間無字細。昨日御免云々。

(永享九「二四三七」年九月廿九日、下巻488頁下六行)

24の「管領懸生涯^(被諫申)」、25の「管領以下大名五頭^(懸生涯申)」、26の「家門懸生涯^(被申)」とあるようにこれらの「懸生涯」も「所領・役職を奪われ、生活の術をなくすこと」を意味して」という意味となろう。

表三に「懸生涯」の意味をまとめた。こうして見ると「懸生涯」も「所領・役職を奪われ、生活の術をなくす(ことを)覚悟して」という意味で解釈できる。場合によつては命をなくすこともあつたであろうが、「命を懸けて」の意味までには至つてい

三 「失生涯（生涯を失う）」七例

次に「失生涯（生涯を失う）」の七例を見てみよう。

27、今日日暮之間。日錄明日可書進之由返事了。自菊弟別當^(承賀茂及子)

局書狀賜之。又勾當状等到来。所詮只上薦御咲之爲種々御

沙汰也。自室町殿上薦^(文)の上書木幡殿^(云々)。是伏見近所

之間如此有稱號云々。只御戯事之間。御生涯までの御沙汰^(元常)。よもと面々告申之間安堵了。此上薦先年木寺宮有蜜通事。依之彼宮被失生涯了。上薦^(承)も暫被籠居了。其後歸參。

室町殿聊御手を被懸云々。依之伏見殿^(申)通歟。御不審御

表二 「懸生涯」九例の意味

18	所領・役職を奪われ、生活の術をなくすことを覚悟して
19	所領・役職を奪われ、生活の術をなくすことを覚悟して
20	所領・役職を奪われ、生活の術をなくすことを覚悟して
21	所領・役職を奪われ、生活の術をなくすことを覚悟して
22	所領・役職を奪われ、生活の術をなくすことを覚悟して
23	所領・役職を奪われ、生活の術をなくすことを覚悟して
24	所領・役職を奪われ、生活の術をなくすことを覚悟して
25	所領・役職を奪われ、生活の術をなくすことを覚悟して
26	所領・役職を奪われ、生活の術をなくすことを覚悟して

戯事云々。履薄氷時節。仰天之外無他。源氏書寫後悔千万也。

(応永廿五〔一四一八〕年十月廿日、上卷162頁下16行)

この上臈(勾當^ハ藤原能子)は先年、木寺宮と蜜通の事があつて、それによつて彼の宮は「生涯を失わ」れた。上臈も暫く籠居せられ其後歸參した。この「失生涯」も「譴責されて所領・役職を奪われ、生活の術をなくす」という意味で「命を無くした」と取らなくてもよからう。

28、抑富樺逐電事^モ。押小路^{〔古村義重〕}故亞相禪門謀叛事申勸。其後可

露顯之間被誅事又申沙汰云々。彼愛妾林歌局^ニ遣艶書令蜜通云々。條々室町殿北野參籠之時。以比丘尼林歌令庭中云々。依之忽失生涯。令出家高野^ハ没落云々。加賀守護職富樺惣領^{〔浦野〕}被預所領悉被闕所。宿所^ハ細河阿波入道子息^ニ被下云々。

(応永廿五〔一四一八〕年十一月廿五日、上卷168頁上7行)

この例は「令出家高野^ハ没落」とあり、「日國大」(第二版)

にも「②上級權力者に譴責されて所領などを奪われ、生活の術をなくす」として用例があがつている。

29、又聞。京極中納言實光卿禁裏^{〔西園寺公忠〕}・仙洞小番事被仰。而兔角難渉申之間。室町殿^ニ被訟申。去五月等持寺八講出仕之時忽被追出。其後所領悉被召放失生涯云々。

(応永廿八〔一四二二〕年六月十九日、上卷302頁下15行)

「所領を悉く召し放され生涯を失う」とあるから「譴責され

て所領などを奪われ、生活の術をなくす」の意味である。

30、只今聞。仙洞祇候女房大納言典侍殿甘露寺故大納言兼長卿息

女^{〔後水院上皇〕}逐電云々。土岐與安蜜通露顯云々。但定説不分明。與

安事自仙洞室町殿^ニ被訴仰之間。與安逐電了。仍^{〔土岐〕}美濃守護^{〔山田經継〕}被仰。可討伐之由有御下知云々。與安土岐宗領伊勢守護也。

失生涯之條不便也。

(応永三一〔一四二四〕年五月六日、上卷434頁下6行)

土岐與安は蜜通が露顯して逐電した。美濃守護に仰せられて、討伐するようにとの御下知があつた。そのことを「失生涯」と言つてゐる。「討伐」ということから「命をなくす」と取れないこともないが、逐電したので命を無くしたわけではない。

「譴責されて所領・役職を奪われ、生活の術をなくす」という意味でも取れる所である。

31、抑聞。醫師卿成朝臣子息保成楚^{〔秋元九郎基〕}裏昵近晝夜奉公。而此間

蒙勅勘逐電云々。主上御寵愛女官蜜通露顯之間。有逆鱗。失生涯。卿成^ニ被懸罪科云々。

(応永三二〔一四二五〕年六月二日、上卷496頁下3行)

保成が主上の御寵愛の女官と蜜通して、それが露顯し逆鱗に触れ逐電した。そのことによつて「生涯を失」つた。これも

「譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす」の意味であろう。

32、楊梅^{〔秋元九郎基〕}。失生涯之間筆築闕如。仍有俊筆築可吹之由被仰云々。

彼家無先例。然而領狀申。今小路少將^{〔武家方〕}・平松侍從同可吹之

由被仰云々。

(永享二「一四三二」年二月廿一日、上巻586頁下7行)
楊梅^{義重}が「譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす」した
ので筆築の担当者が居なくなつたということである。

33、今朝室町殿三條^を被召^て南禪寺^へ可寵向之由被仰。違例之
由被申。然^若飛^{（飛出）}鳥井可罷之由被仰。然而中納言^ハ不來。以青
侍被申旨。相國寺出頭不可然。忿可被退洛中。經廻[、]不可叶。

但伏見殿御吹舉之間。不可有解官之由被仰出云々。仰天失
是非。忿々寺中罷出了。先日天龍寺入院之時も出頭了。無
子細之間不及思案罷出之處。忽失生涯之條無力次第也。落
涙周章外無他。則何方^へ雖可逐電。寺家有可弁事。今夜^ハ
此邊蜜々可逗留之由被申被歸。禪光菴^一夜隱居云々。

(永享五「一四三三」年七月廿九日、下巻124頁上10行)

南禪寺の長老が足利義教の不興を蒙り放逐された。「忿^ぎ洛
中を退ぞかるべし。經廻も叶うべからず。但し伏見殿の御吹舉
なので解官はあるべからず」と仰せになつた。「生涯を失う」
といひながら、解官はしないということである。南禪寺から放
逐されて役職と生活の術を失つたのであり、命を失つたのでは
ない。「譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす」の意味
である。

「失生涯」の例の意味を表四に示した。七例のうち例30を除
く残りの六例は「上級権力者に譴責されて所領・役職を奪われ、
生活の術をなくす」という意味である。例30は「討伐」の語が
文脈にあるので「命をなくす」の意味かと疑われたが、他の例

と同様「譴責されて所領・役職を奪われ、生活の術をなくす」と解釈してよからう。

表四 「失生涯」の七例の意味

33	32	31	30	29	28	27
譴責されて所領・役職を奪われ、生活の術をなくす	譴責されて所領など ^を 奪われ、生活の術をなくす	譴責されて所領など ^を 奪われ、生活の術をなくす	譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす	譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす	譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす	譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす
／＊命をなくす	譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす	譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす	譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす	譴責されて役職を奪われ、生活の術をなくす	譴責されて所領など ^を 奪われ、生活の術をなくす	譴責されて所領・役職を奪われ、生活の術をなくす
34、(一)持經事禁裏 ^{（持光天正）} 室町殿 ^{（持光天正）} 被訴仰之間被止出仕。所領門 庭逐電云々。 (十六日)持經事門真庄青蓮院兒 ^{（持光天正）} 宛給云々。於于今生涯谷	持經事主上御醉氣之間以外御切諫。いさかひ申 て逐電云々。	持經事主上御醉氣之間以外御切諫。いさかひ申 て逐電云々。	持經事主上御醉氣之間以外御切諫。いさかひ申 て逐電云々。	持經事主上御醉氣之間以外御切諫。いさかひ申 て逐電云々。	持經事主上御醉氣之間以外御切諫。いさかひ申 て逐電云々。	持經事主上御醉氣之間以外御切諫。いさかひ申 て逐電云々。

四 「生涯谷」（生涯谷^{きは}まる）四例

「生涯谷」（生涯谷まる）の四例を見てみよう。

34、(二)持經事主上御醉氣之間以外御切諫。いさかひ申
て逐電云々。
(十一日)持經事禁裏^{（持光天正）}室町殿^{（持光天正）}被訴仰之間被止出仕。所領門
庭真庄。被召上云々。

者歟。不便々々。

足利義満
故鹿苑院殿大饗之時。

二条公良基

（応永廿八「一四二二」年十月十六日、上卷317頁下14行）

天皇に切諫された慈光寺持經が逐電したので、天皇が室町殿に訴えられて出仕を止められ、所領を召し上げ、青蓮院の兒に宛給うた。この状況を「生涯谷」と表現している。「谷」は「きはまる」で「進退谷（しんたいきはまる）」と似たような表現である。「所領を没収され出仕を止められ、生活の術をなくし、窮地に陥った」という意味合いである。「失生涯」から考へると派生した意味の熟語と言えよう。

35、抑聞。昨日鹿苑院施餓鬼之時。室町殿於御聽聞所前（京坂） 垣西堂顛倒被絶入。僧達仰天急昇出云々。則蘇生。今朝相國寺被退云々。中風也。然而顛倒病歟之由有沙汰。近日建仁寺長老（可有）登用云々。長老（なる）なるましき宿執無力事歟。於子今不可有交衆之間生涯谷云々。

足利義満
故鹿苑院殿が大饗の時に故攝政へ半濟を進せられた。

二条公良基

（永享四「一四三二」年七月十八日、下卷46頁上2行）

勸修寺の所領賀州井上庄の半濟を攝政殿へ進せらる。是は句如此及御沙汰之間。生涯谷者歟。不便々々。

36、抑勸修寺所領賀州井上庄半濟。攝政殿（二条公良基）被進云々。是

（応永三十「一四三三」年七月十五日、上卷398頁上2行）

足利義満

被申之間。不及被經御沙汰。則以御内書被進云々。勸修寺御氣色不快至極也。御拜賀扈從事も堅難所望申無御免。結

37、抑田向知行大野庄相國寺訓都聞可知行之由。以飯尾大和守夜前被仰出。先日被仰依借物事御沙汰也。以次被召放歟。

一所懸命之地也。以之令在國。於子今生涯谷歟。不便不便。

（永享八「一四三六」年三月十七日、下卷371頁下10行）

知行地を召し放され、一所懸命の地として在国して經營していたのに、こうなつては「生涯谷まる」と述べる。ここも「所領を没収され、生活の術をなくし、窮地に陥った。」という意味である。

「生涯谷」という熟語も「谷」に「（窮地に）陥る」の意味が

あるとすれば、「生涯」の意味は「所領没収、役職停止などで生活の術をなくす」ということでよいだらう。

表五 「生涯谷」四例の意味

34	所領を没収され出仕を止められ、生活の術をなくし、窮地に陥った
35	病気のため役職を止められ、生活の術をなくし、窮地に陥った
36	窮地に陥った
37	所領を没収され、生活の術をなくし、窮地に陥った

五 その他

〔果生涯〕一例、〔爲生涯〕一例)

その他として「果生涯」一例、「爲生涯」一例を見てみよう。

38、抑早旦淨喜歸參申旨。雖令逐電。遂可被召補之條勿論也。

然者令降參。ともかくも可隨上意之由申。此條神妙也。令逃散不申同心之條勿論也。可果生涯之間不便之處歸參。神

妙々々。善理。地下侍共ハ不知行方之處。所司代下沙汰人事不及沙汰之間。其時善理以下出合。不可說々々。淨喜

以遠慮令歸參。所存之趣可然也。

(永享五〔一四三三〕年四月十五日、下卷106頁上13行)

「果生涯」の例である。土一揆に加わっていた淨喜小出が歸參した。「もし逐電したとしても、遂には召し補らえられるのはわかりきつて」いる。それならば降參して、ともかくも上意に隨いましょう」と申した。逃散すれば土一揆に同心したことになる。「生涯を果たす」ことになるのは不便であつたので、歸參したのは神妙であったという内容である。「生涯を果たす」とは「所領没収、役職停止などで生活の術をなくす」ことで、場合によつてはその延長の死罪もあり得たか。この例は「命をなくす」の意味に少し傾斜しているように見えるが、未だ前者の意味として良かろう。

39、未明白日野有狀。何事哉。披見之處。庭田^{奉行}状也。來月三日唐人參上嚴儀也。可參仕云々。可爲束帶之由可存知云々。則領否難申之間。忿可參申之由令返事。則出京。無餘日計會周章歟。有俊退出。茶ト。給。宰相以狀申。出仕事。清撰御點公卿十三人。殿上人十人也。故障申奉行可爲生涯之由日野申間。裝束等先爲秘計在京云々。嚴儀之間行粧等頗大營歟。令故障奉行可存定進退之由。諸人申云々。難治事歟。

〔爲生涯〕の例である。來月三日に唐人參上の嚴儀がある。「爲生涯」の書状が来た。もし、故障を申して參仕しなれば、「爲生涯」と奉行の日野が申すので云々といふ意味である。「生涯たるべし」と読むのか「生涯をなすべ

し」、または「生涯となすべし」またはと読むのか今は未詳であるが、「生涯」の意味は「所領没収、役職停止などで生活の術をなくす」でよいであろう。「命をとる」とまでは言つてないと思われる。この二例を表六に示す。

表六 「果生涯」と「為生涯」の意味

38	所領没収、役職停止などで生活の術をなくす／＊死罪
39	所領没収、役職停止などで生活の術をなくす

六 終わりに

以上、「及生涯」、「失生涯」、「懸生涯」、「生涯谷」、「果生涯」、「為生涯」などの熟語を見てきたが、大部分の「生涯」の意味は「所領没収、役職停止などで生活の術をなくす／窮地に陥る」の意味である。中には「命に懸ける」の意味や「死罪」の意味とも取れそうな文脈があつた（＊の箇所）が、それも例は少なく、文脈からそのように類推できるという状況であり、未だ「生涯」を含む熟語は「命を失う」や「命を奪う」の意味には至つていはない。

熟語として『日国大』（第二版）に「しようがいを失う」、「角川古語」に「しやうがい（生害）を究む」を掲載するが、「及生涯」、「懸生涯（生涯に懸けて）」、「生涯谷（きは）まる」がある。

たりも取り上げてもいいかと思われる。

なお、『看聞日記』では、殺すは「殺害」（「殺」の字は「斃」）で表記される。いくつか例を示しておく。

ア、抑傳聞。賀茂競馬見物輩於歸路富小路邊。喧嘩出來。裏松家人畠山家人互刃傷斃害云々。

（応永廿三〔一四一六〕年五月五日、上巻17頁上15行）

イ、又聞。性藏主此間被斃害云々。是又僧中御氣色異于他也。而去年背御意隱居了。

（応永廿五〔一四一八〕年十一月廿五日、上巻168頁上10行）

ウ、近江國衙領菊第家領。家僕重徳知行。代官職令改替。新補代官。裏松中納言豊光卿青侍云々。入部之處。本代官爲所行。新代官を打致了。亞相號左府之下知。以謀書謀判。本代官不可用新代官之由被下知云々。依之令斃害云々。

（応永廿八〔一四二一〕年正月廿四日、上巻285頁下15行）

【注】

（1）本文は、続群書類從・補遺二「看聞御記」（上・下）続群書類從完成会本で調査し、その後、宮内庁書陵部編『圖書寮叢刊 看聞日記』一、五卷、明治書院）で確認し、校訂を施した。なお「生涯」の用例部分は写真帳で確認した。表記と句点は概ね続群書類從本の「看聞御記」に依った。

（2）佐藤喜代治著『日本の漢語その源流と変遷』角川小辞典28、（角川書店、昭和五十四年十月）の311～313頁。

(3) ノの」とに関して、第九八回国語語彙史研究会（於奈良女子大学、平成二十三年九月十七日）にて「看聞日記」に於ける「生涯」をめぐつて」と題して発表した。

(4) 「室町中期以前の「生涯」の意味をめぐつて」と題し、平成二十三年七月二十三日、明月記研究会にて口頭発表を行い、国史研究者、国文研究者の意見を伺つた。尚、「明月記研究 第13号」に投稿し、平成二十四年一月刊行予定である。

(5) 「懸生涯」は『風姿花伝』（岩波古典大系本345頁2行）の「一期の堺」など、生涯にかけて、能を捨てぬより外は、稽古あるべからざ」や『日葡辞書』の「Xogai」の項にある「Xogani caete. 〔生涯に賭け〕」(Inochini caete (命に賭けて) に同じ)。たゞえ命がけであつても、ある事をする」（土井忠生他編訳『邦訳日葡辞書』岩波書店、一九八〇年〔790頁右〕）により、「生涯に懸けて」と読む。なお、傍線は私に付した。

【付記】 本稿は、平成23年度科学研究費補助金（基盤研究（C）、課題番号22520472）「室町中期の古記録・古文書に於ける記録語・記録語法の研究」の成果の一端である。

（ほりはた まさおみ／

大学院文学研究科第八回修了／熊本大学教育学部）